

SMI 美原ライン利用促進サポーター登録要綱

（目的）

第1条 この要綱は、大阪府内に本店、支店その他事業所等を有し、SMI 美原ラインの利用啓発、利用促進に関する取組を実施可能な企業及び団体（以下「企業等」とする。）を「SMI 美原ライン利用促進サポーター」（以下「サポーター」とする。）として登録し、堺市とサポーターが連携協力することにより、SMI 美原ラインの利便性の向上、利用者の増加に向けた取組を効果的に実施することについて必要な事項を定めるものである。

（協力内容）

第2条 企業等は、SMI 美原ラインの利用啓発、利用促進について、可能な範囲で次の協力を行うものとする。

- (1) SMI 美原ラインに関する広報協力
- (2) 堺市が行う SMI 美原ラインの利用促進に係るイベント等への会場提供等の協力
- (3) SMI 美原ラインの PR に繋がる事業・キャンペーン等の主体的な実施
- (4) その他、SMI 美原ラインの利用啓発、利用促進に資する取組

（登録手続等）

第3条 企業等の登録申込は、「SMI 美原ライン利用促進サポーター登録申込書」（様式第1号）において行うものとする。

2 前項に規定する申込があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれにも該当しないと認める場合は、サポーターとして登録するものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者
ただし、同法同条同項第5号に規定する営業を行う者は除くものとする
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (4) 宗教団体又は特定の宗教団体を支援し、若しくは支援するおそれがある者
- (5) 法令又は公序良俗に反する者又は公序良俗に反するおそれがある者
- (6) その他市長が適当でないと認める者

3 前項の審査結果については、申込者に通知するものとする。なお、登録を行う場合は「SMI 美原ライン利用促進サポーター登録通知書」（様式第2号）を交付するものとする。

(登録内容の変更等)

第4条 サポーターの登録を受けた者（以下「登録者」という。）は前条第1項で申請した内容に変更が生じた場合は、「SMI 美原ライン利用促進サポーター登録内容変更届」（様式第3号）を提出するものとする。

(登録の取消し)

第5条 市長は、登録者が、次の各号のいずれかに該当する場合、サポーターの登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者が、第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明した場合
- (2) 登録者が提出した申請書の内容に虚偽があることが判明した場合
- (3) 登録者が「SMI 美原ライン利用促進サポーター辞退届」（様式第4号）を市長に提出し、登録の取消しを申し出た場合
- (4) 登録者が大阪府内における事業その他の活動を終了した場合又は連絡が取れない等の理由によりその実態が確認できなくなった場合
- (5) その他市長がサポーターとして登録しておくことが適当でないと認めた場合

2 市長は、前項の規定により登録の取消しを行った場合、「SMI 美原ライン利用促進サポーター登録取消通知書」（様式第5号）により通知するものとする。

(登録期間)

第6条 サポーターの登録期間は、サポーターの登録を受けた日から前条第2項の登録の取消しの日までとする。

(経費等の負担)

第7条 第2条各号の取組を行う場合に要する経費等は、サポーター自らの負担において行うものとする。

(責任)

第8条 サポーターの活動に関して生じた事故、損害その他の紛争については、当該サポーターの責任において解決するものとし、堺市は一切の責任を負わないものとする。

(登録者の公表)

第9条 市長は、登録者について、本市が管理するウェブサイト等で公表するものとする。
ただし、登録申込時に「SMI 美原ライン利用促進サポーター登録（変更）申込書」（様式第1号）の「5 本市が管理するウェブサイト等での公表の可否」において、公表不可を選択した場合、又は後日「SMI 美原ライン利用促進サポーター登録内容変更届」（様式第3号）にて、「本市が管理するウェブサイト等での公表の可否」について、公表不可に変更

した場合、公表しないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めることとする。